

## (仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、「(仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)」に対する意見(パブリックコメント)を募集しました。

意見募集期間中、この案件に対して3人の方から8件の意見提出がありました。

これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

意見募集の結果	<a href="#">(仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)に対する意見募集結果</a> (PDF:330KB)
---------	--

### 意見募集の概要

意見募集の案件	(仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)
意見募集の内容	<p>伊達市では、JR伊達紋別駅に直結し、山下町と西浜町を結ぶ自由通路(市道伊達紋別天望線)の隣地に市民相互の交流と市民活動の振興を目的とした新しい施設の建設を進めています。</p> <p>新施設は、打合せや研修会に利用できる「研修室」と、会議や講座、レクリエーションなどに利用できる「会議室」を設け、市民の皆さんが多目的に利用でき、気軽に来館できる施設とすることを検討し、平成31年3月のオープンを目指しています。</p> <p>この度、新施設を公共施設として位置づけ、施設の業務内容や利用料金などを規定する「(仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)」を作成しましたので、この条例(案)についての意見を市民の皆さんから募集します。</p> <p>多くの市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。</p> <p><b>関係資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <a href="#">(仮称)伊達紋別駅南集会所条例の制定について(概要版)</a>(PDF:331KB)</li><li>• <a href="#">(仮称)伊達紋別駅南集会所条例(案)</a>(PDF:193KB)</li></ul>
意見募集の期間	平成30年6月15日(金曜日)から7月17日(火曜日)(33日間)